

＜一般委託＞

市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	子ども・子育て支援法第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画(計画期間は平成32年度から平成36年度まで)等の策定に必要なアンケート調査、現状や課題の整理、資料作成、需要量等の設定、児童福祉審議会の運営に関し支援すること。
2	履行期間	契約の日から平成32年3月31日
3	施行場所	横須賀市こども育成部こども育成総務課及び受託者施設内
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)平成25年4月1日以降に地方公共団体が発注した子ども・子育て支援法第61条の規定による事業計画の計画策定業務の契約を、元請として契約を締結し完了した実績を有すること。
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託業務の完了後、確認のうえ請求書の受理後30日以内に、平成30年度及び平成31年度の2回に分けて委託料を支払うこととする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市こども育成部こども育成総務課

＜指示又は希望事項＞

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 仕様書

1. 業務名

市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

2. 委託業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。計画期間は平成32年度から平成36年度まで。）等の策定に必要なアンケート調査、現状や課題の整理、資料作成、需要量等の設定、児童福祉審議会の運営に関し支援することを目的とする。

3. 履行期間

契約の日から平成32年3月31日

4. 入札に参加できる者の条件

平成25年4月1日以降に地方公共団体が発注した子ども・子育て支援法第61条の規定による事業計画の計画策定業務の契約を、元請として契約を締結し完了した実績を有すること。

5. 施行場所

横須賀市こども育成部こども育成総務課及び受託者施設内

6. 業務内容

業務内容は（1）～（3）とする。

（1）アンケート調査支援（2種類）

①教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等に係る調査（以下「ニーズ調査」という。）
事業計画策定における需要量の見込みを設定する基礎資料とするため、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）及び「事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」をベースに、本市子育て支援に関する要望を加えて調査する。

なお、調査の概要は以下のとおり。

【調査概要】

調査対象	①就学前児童がいる世帯 ②小学生がいる世帯
調査方法	無作為抽出
調査票送付数	①3,000部、②3,000部
調査票仕様（予定）	①両面10ページ程度（白上質紙） ②両面6ページ程度（白上質紙）
実施時期	平成30年11月頃
想定回収率	①、②ともに50%程度

※調査票の発送・回収業務（通信運搬費含む）については、本市で行うこととする。

受託者は、これを支援するため次のア～エを行うこととする。

ア. アンケート調査票の設計等

アンケート調査で必要となるアンケート調査票（以下「調査票」という。）は、基本指針等をベースに本市独自の設問を加え、平成26年度に策定した「横須賀子ども未来プラン」策定時に実施した調査等も加味しながら本市と協議し設計することとするが、調査票の確定までには平成30年8月及び10月に開催予定の児童福祉審議会の審議を踏まえる必要がある。

このことを踏まえ、受託者は次の各業務について行うこととする。

- ・ 調査票案設計にあたっての助言
- ・ 必要となる情報の収集及び情報提供
- ・ 調査票案の提案

イ. 調査票の印刷・納品

受託者は完成した調査票の印刷（就学前児童がいる世帯 3,000部、小学生がいる世帯 3,000部）及び納品を行うこととする（発送・回収業務は、本市で行うこととする）。

ウ. アンケート調査の入力・集計・報告

受託者は本市が回収した調査票を受け取り、入力しデータ化するとともに、単純集計、クロス集計を行うこととする。クロス集計は年代別や地域別を集計するほか、国が提示する基本指針を参考に本市の実情を考慮しながら本市と協議し必要な分析を行うこととする。

調査結果は本市と協議し、グラフ・表・文章等を使用し、平成31年1月末までに速報値を、平成31年3月15日（金）までには報告書を提出することとする。

なお、提出はデータ（Word形式またはExcel形式でCD-R等に保存したものを各2枚）及びデータ出力した印刷物（1部）で行い、提出後のデータについては、本市において加除できることとする。

エ. 成果品

受託者は、6（1）①で示された調査票（就学前・小学生の2種類）及び調査結果報告書を1部ずつ納品し、データ（Word形式またはExcel形式でCD-R等に保存したものを各2枚）をこども育成総務課に提出することとする。

②子どもの生活等に関する実態調査（以下「実態調査」という。）

支援を必要とする子どもやその家庭に対する施策等を検討するため、市内の小中学生及びその家庭における生活実態を調査し、この調査結果を事業計画の施策の一つである子どもの貧困対策を推進するための基礎資料として活用する。なお、調査の概要は以下のとおり。

【調査概要】

調査対象	①横須賀市立小学校5年生の全児童とその保護者 ②横須賀市立中学校2年生の全児童とその保護者
調査方法	悉皆調査
調査票送付数	①6,600部（保護者票3,300部、子ども票3,300部） ②6,800部（保護者票3,400部、子ども票3,400部）
調査票仕様（予定）	①、②の保護者票、子ども票すべて両面7ページ程度（白上質紙）
実施時期	平成30年11月頃
想定回収率	①、②ともに70%程度

※調査票の発送・回収業務（通信運搬費含む）については、学校を通じて本市で行うこととする。
受託者は、これを支援するため次のア～オを行うこととする。

ア. 調査票の内容検討

具体的な調査項目について、専門的知識及び経験に基づき、本市に助言・支援すること。内容は国や他自治体等の調査結果と一定の比較が可能なものとし、受託者の付加提案を基に市と協議して決定することとする。

イ. 調査票の設計

決定した調査項目に基づき、本市と協議し設計することとするが、調査票の確定までには平成30年8月及び10月に開催予定の児童福祉審議会の審議を踏まえる必要がある。

このことを踏まえ、受託者は次の各業務について行うこととする。

- ・ 調査票案設計にあたっての助言
- ・ 必要となる情報の収集及び情報提供
- ・ 調査票案の提案

ウ. 調査票の印刷・納品

受託者は完成した調査票の印刷（保護者票（小5・中2）6,700部、子ども票（小5・中2）6,700部）及び納品を行うこととする。

エ. アンケート調査の入力・集計・報告

受託者は本市が回収した調査票を受け取り、入力しデータ化するとともに、調査票の種類ごとに単純集計、クロス集計を行うこととする。クロス集計については集計方法を提案して集計するとともに、本市の実情を考慮しながら本市と協議し必要な分析を行うこととする。調査結果は本市と協議し、グラフ・表・文章等を使用し、平成31年1月末までに速報値を、平成31年3月15日（金）までには報告書を提出することとする。

なお、提出はデータ（Word形式またはExcel形式でCD-R等に保存したものを各2枚）及びデータ出力した印刷物（1部）で行い、提出後のデータについては、本市において加除できることとする。

オ. 成果品

受託者は6（1）②で示された調査票（保護者票・子ども票の計4種類）及び調査結果報告書を1部ずつ納品し、データ（Word形式またはExcel形式でCD-R等に保存したものを各2枚）をこども育成総務課に提出することとする。

(2) 児童福祉審議会運営支援

事業計画策定にあたっては児童福祉審議会子ども・子育て分科会での審議を経て、児童福祉審議会全体会で決定するが、この会議運営について、受託者は以下の業務を行うこととする。

(平成30年度児童福祉審議会開催スケジュール（予定）)

- ・ 平成30年6月28日（木） 全体会及び子ども・子育て分科会（2～3時間程度）
- ・ 平成30年8月2日（木） 子ども・子育て分科会（2～3時間程度）
- ・ 平成30年10月18日（木） 子ども・子育て分科会（2～3時間程度）
- ・ 平成31年1月17日（木） 子ども・子育て分科会（2～3時間程度）
- ・ 平成31年3月 子ども・子育て分科会（2～3時間程度）

(平成31年度児童福祉審議会開催スケジュール(予定))

- ・ 平成31年 5月 子ども・子育て分科会
- ・ 平成31年 7月 子ども・子育て分科会
- ・ 平成31年 8月 子ども・子育て分科会
- ・ 平成31年 9月 子ども・子育て分科会
- ・ 平成32年 1月 全体会及び子ども・子育て分科会

※いずれも午前中の開催予定。会議日程は今後変更することがある。

- 上記会議に出席し、議事録を作成することとする。なお、議事録は会議終了後2週間以内に提出することとし、提出はデータ(Word形式またはExcel形式でCD-R等に保存したものを各2枚)及びデータ出力した印刷物(1部)で行い、提出後のデータについては、本市において加除できることとする。

(3) 事業計画策定支援

事業計画の策定に関し、子ども・子育て支援法等の関係法律及び上位計画さらには本市の実情を整理するなど、次の①～⑤の業務を行うこととする。

① 現状分析と課題整理

子育て支援に関わる本市及び国の実情及び「横須賀子ども未来プラン」など本市がこれまで取り組んできた内容を整理・分析し、課題抽出に必要となる情報提供及び助言などの支援を行うこととする。

② 需要量の推計

①とニーズ調査結果などをもとに、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を推計するため、①及びニーズ調査結果並びに児童福祉審議会での審議経過さらには基本指針との整合をとれるよう、必要となる情報提供及び助言などの支援を行うこととする。

③ 教育・保育等の提供体制の確保内容とその実施時期

実施したニーズ調査結果及び本市の状況などをもとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における提供体制の確保の内容とその実施時期を策定するため、必要となる情報提供及び助言などを行うこととする。

④ 子どもの貧困対策における施策の検討

平成30年度に実施した実態調査結果をもとに、貧困対策における施策を計画に盛り込むために、必要となる情報提供及び助言を行うこととする。

⑤ とりまとめ

アンケート調査(ニーズ調査及び実態調査)の結果及び児童福祉審議会の審議並びに本市の状況などをもとに事業計画案のとりまとめを行うため、必要となる情報提供及び助言などを行うこととする。また、完成した事業計画を平成32年2月中旬までにデータ(Word形式またはExcel形式)で子ども育成総務課に提出することとする。その他、詳細については別途協議することとする。

7. 契約方法

総価による業務委託契約（一般委託）

8. 委託料の支払い

本市は、委託業務の完了後、確認のうえ請求書の受理後30日以内に、平成30年度及び平成31年度の2回に分けて委託料を支払うこととする（内訳は別紙）。

9. その他

- (1) 受託者は必要に応じて会議、連絡のためこども育成総務課（横須賀市小川町16番地 はぐくみかん5階）での打合せに応じることとする。
- (2) 本市の事業実績など、業務上必要となる資料で本市所有の資料については、これを貸与することとする。
- (3) この仕様書に定めがあるもののほか必要な事項については、その都度協議することとする。
- (4) 業務に関して知り得た情報を第三者に漏えいしてはならない。
- (5) 個人情報の取り扱いについては、本市個人情報保護条例等に従い、適切に扱うこととする。
- (6) 調査票の管理については適切に管理することとし、管理事故が生じた際には、早急に本市に報告する。
- (7) 本業務にあたって提出された資料及び成果品は本市に帰属することとし、本市の許可なく公表、貸与等当該業務以外の目的に使用してはならない。

【参考】市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託 成果物一覧

年 度	成 果 物
平成30年度	実態調査 調査票（子ども票・保護者票）
	実態調査 結果報告書（速報値含む）
	ニーズ調査 調査票（就学前・就学児童）
	ニーズ調査 結果報告書（速報値含む）
	児童福祉審議会議事録
平成31年度	市町村子ども・子育て支援事業計画
	児童福祉審議会議事録

市町村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託

契約上限金額内訳

No.	年度	業務名	上限金額(円)	契約金額(円)
1	30	アンケート調査支援(実態調査)	4,940,000	
2	30	アンケート調査支援(ニーズ調査) 児童福祉審議会運営支援 事業計画策定支援	2,750,000	
No.1+2 の上限金額			7,690,000	
3	31	児童福祉審議会運営支援 事業計画策定支援	2,200,000	
契約上限金額(No.1+2+3)			9,890,000	

※いずれも消費税抜きの金額となります。

※円未満は切り捨てとし、No. 1、2、3それぞれの業務で算出（円未満切り捨て）した後に合算してください。

※契約金額は契約上限金額以下の金額で契約をできることを指します。

